

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会の会議結果概要報告書

平成 19 年 8 月 日

部会種類	学校運営・教育計画検討部会(中学校部会・生徒会組織)
開催日時	平成 19 年 8 月 10 日(金) 9 時 10 分～12 時 30 分
開催場所	町立箱根明星中学校 会議室
出席者	<p>生徒会担当教諭：大輪(湯中)、池谷(明中)、木口(仙中)                  生徒会役員：細川(湯中 3 年)、甲斐(湯中 2 年)、田中(湯中 2 年)                  鈴木(明中 3 年)、遠藤(明中 3 年)、安藤(明中 3 年)、大笹(明中 2 年)、遠藤(明中 2 年)、猪股(明中 2 年)                  勝俣(仙中 3 年)、浅田(仙中 3 年)、石村(仙中 3 年)、神山(仙中 2 年)、代田(仙中 2 年)                  事務局：学校統合担当課長</p>
議題及び検討・調整結果等の概要	<p>【協議項目】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自己紹介</li> <li>2 統合中学校生徒会規約(案)の検討について</li> <li>3 統合中学校生徒会規約(案)前文の検討について</li> </ol> </div> <p>【今後の検討課題等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会則前文については各自で検討し、次回部会で協議する。</li> <li>2 専門委員会の名称で、広報と環境の委員会については、今後名称を検討する。</li> </ol> </div> <p>【協議した主な内容等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自己紹介                  平成 20 年 4 月の学校統合に伴い、統合中学校の生徒会規約を 3 校で検討しているものであるが、生徒会役員が一同に集まり交流を兼ねて規約の検討会を実施し、自己紹介を行ったもの。</li> <li>2 統合中学校生徒会規約(案)の検討について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 条中、「箱根中学校」を「箱根中学校生徒会」に改める。</li> <li>・第 3 条は、資料 1 ページの条文をつなげて作成するもの。</li> <li>・第 4 条中、役員の数、会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名、会計 2 名、計 7 名とする。庶務は置かないものとする。</li> <li>・第 5 条中、「本部役員は任務」を「本部役員<u>の</u>任務」に改める。</li> <li>・第 5 条の(4)中、「生徒会費の出納・管理を行い、予算編成・決算を行う。」を「<u>会計事務(報告・連絡)を行う。</u>」に改める。</li> <li>・第 5 条の(5)は、前文削除する。</li> <li>・第 8 条に、1 項新たに加え、以降の項を繰り下げる。                      「(1)生徒会役員会は月 1 回会長が招集する。」</li> <li>・第 8 条(3)項については、今後組織が決定後内容を検討する。</li> <li>・第 8 条(6)項中、「朝会の」に()を加え、「(朝会の)」に改める。</li> <li>・第 10 条の(2)項の次に新たに次の 1 項を加え、以降の項を繰り下げる。                      (3)会務の報告・承認に関すること。</li> </ul> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 11 条本文中、「<u>が必要と認めた</u>」を削除し、その部分に「<u>及び全会員の 3 分の 1 以上の要求があった</u>」を加える。</li> <li>・第 11 条の次に 1 条追加し、以降の条を繰り下げる。  第 12 条 <u>会則第 11 条により、会員が総会を要求するときは、要求事項を明示し、全会員の 3 分の 1 以上の署名を添えて会長に提出する。会長はこれを受理した日から 2 週間以内に総会を開かなければならない。</u></li> <li>・第 12 条本文中、「<u>前回委員</u>」を「<u>全会員</u>」に改める。</li> <li>・第 4 章「<u>評議委員</u>」の名称については、意見があれば次回の会議時に申し出ること。</li> <li>・第 14 条本文中、「<u>評議員会において決定される。</u>」を「<u>学級委員の互選による。</u>」に改める。</li> <li>・第 15 条本文中、「<u>審議決定</u>」を「<u>審議・決定</u>」に改める。</li> <li>・第 16 条の専門委員会の名称で、広報と環境の委員会については、今後名称を検討する。</li> <li>・第 18 条本文中、「<u>4 月に</u>」を削除する。</li> <li>・第 19 条(1)項から(5)項中、「(各学級男女各 1 名)」を削除する。</li> <li>・第 19 条(3)項から(6)項の委員会内容について再検討する。</li> <li>・第 7 章「部活動」については、湯本中学校の規約第 33 条と第 35 条を引用する。</li> <li>・第 8 章「会計」については、箱根明星中学校の規約第 1 4 章を引用し、不足条項を加える。</li> <li>・第 10 章「候補者」については湯本中学校と仙石原中学校の規約中、第 6 条から第 8 条が同内容のため、これを引用する。</li> <li>・第 11 章「選挙および投票」については、箱根明星中学校の規約第 17 条を引用する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">※ <u>会則前文については各自で検討し、次回検討会で協議するもの。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>検討会終了後、昼食(持参弁当)を取り交流を深めたもの。</b></p> <p style="text-align: center;">《次回会則検討会》 平成 19 年 12 月 24 日か 25 日に開催するもの。</p>
会議資料	(1) 箱根中学校生徒会規約(案) (2) 湯本・箱根明星・仙石原中学校生徒会規約